

細則 2

理事・評議員の役員に対しての費用弁償について

理事会及び評議員会に対し施設役員会議に出席された場合には1回一律で5,000円の費用弁償を支給する。

附則

この細則は 平成17年5月1日より施行する。

附則

この細則は 平成20年3月19日より施行する。

附則

この細則は 平成22年5月17日より施行する。